

重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名	糸島医師会 訪問看護ステーション
所在地	糸島市浦志532番地1
法人種別	一般社団法人
代表者名	会長 富満 久教
電話番号	092-322-1021
事業者指定番号	4062090008
サービス指定地域	糸島市、福岡市西区

2. 事業の目的と運営方針

事業目的	要介護・要支援状態にあり、また、かかりつけ医師が必要と認められた方に対し、適正な看護を提供することを目的とする。
運営方針	利用者の心身の特性をふまえて、心豊かに、自分らしい生活が継続できるよう支援します

3. 営業時間

営業日	月～金
営業時間	9:00～17:00
休日	土曜、日曜、祭日、祝日、8/14・8/15、12/29～1/3

4. 事業所の職員体制

資格	常勤	非常勤	計
管理者（看護師）	1名	-	1名
看護師	3名	-名	3名
理学療法士	1名	1名	2名
看護補助者	-	1名	1名
事務員	-	1名	1名

5. 訪問看護サービスの内容

指定訪問看護の内容は次のとおりです。

- ①病状・障害・全身状態の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- ③褥瘡の予防・処置
- ④リハビリテーション
- ⑤ターミナルケア
- ⑥療養生活(服薬確認含む)や介護方法の助言
- ⑦カテーテル等の交換・管理
- ⑧その他 在宅療養を維持する為に必要な、医師の指示による医療処置

6. サービスに関する苦情等相談窓口

糸島医師会 訪問看護ステーション	窓口責任者 田中 靖代 ご利用時間 平日 9:00～17:00 土曜日(隔週) 9:00～12:00 ご利用方法 電話 092-322-1021 FAX 092-324-2395 面接 (当事業所) 所在地 糸島市浦志532-1
糸島市 介護・高齢者支援課	受付時間 平日 8:30～17:00 電話 092-323-1111 FAX 092-321-1139 所在地 糸島市前原西1丁目1-1
福岡市 介護保険課	受付時間 平日 8:30～17:00 電話 092-733-5452 FAX 092-726-3328 所在地 福岡市中央区天神1丁目8-1
福岡県国民健康保険 団体連合会	受付時間 平日 8:30～17:00 電話 092-642-7858 FAX 092-642-7856 所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47

7. 利用料金

【介護保険】

〈要介護〉 1割または所得によって2割、3割となります。

所要時間	基本単位	自己負担10割	1割	2割	3割
20分未満	314単位	3,271円	328円	655円	982円
30分未満	471単位	4,907円	491円	982円	1,473円
1時間未満	823単位	8,575円	858円	1,715円	2,573円
1時間30分未満	1,128単位	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
理学療法士の訪問(20分)	294単位	3,063円	307円	613円	919円
理学療法士の訪問(40分)	588単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円

〈要支援〉 1割または所得によって2割、3割となります。

所要時間	基本単位	自己負担10割	1割	2割	3割
20分未満	303単位	3,157円	316円	632円	948円
30分未満	451単位	4,699円	470円	940円	1,410円
1時間未満	794単位	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間30分未満	1,090単位	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
理学療法士の訪問(20分)	284単位	2,959円	296円	592円	888円
理学療法士の訪問(40分)	568単位	5,918円	592円	1,184円	1,776円

※夜間(18:00~22:00)または早朝(6:00~8:00)の訪問の場合 上記単位数の25%増
 ※深夜(22:00~6:00)の訪問の場合 上記単位数の50%増

加算項目	基本単位	自己負担10割	1割	2割	3割
サービス提供体制加算 1回につき	6単位	62円	7円	13円	19円
(介護)看護体制強化加算(I) 1月につき	550単位	5,731円	574円	1,147円	1,720円
(介護)看護体制強化加算(II) 1月につき	200単位	2,084円	209円	417円	626円
(予防)看護体制強化加算 1月につき	100単位	1,042円	105円	209円	313円
緊急時訪問看護加算(I) 1月につき	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時訪問看護加算(II) 1月につき	574単位	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算(I)*① 1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
(II)*②③④⑤ 1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円
長時間訪問看護加算(訪問時間90分越え)	300単位	3,126円	313円	626円	938円
初回加算 退院日の訪問 1月につき	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円
退院翌日以降の訪問 1月につき	300単位	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算 1回につき	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
複数名訪問加算(I) 30分未満	254単位	2,646円	265円	530円	794円
複数名訪問加算(I) 30分以上	402単位	4,188円	419円	838円	1,257円
看護・介護職員連携強化加算 1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算 死亡月	2,500単位	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円

*厚生労働大臣が定める状態の内容に該当する方(状態の内容は別紙参照)

※負担額の計算方法 糸島市の地域区分単価 1単位=10.42円

基本単位×地域区分単価 10.42=A(小数点以下切り捨て)

A×0.9(1割負担の場合)=B(負担割合が2割の方は0.8、3割の方は0.7をかけてください)

A-B=利用者負担

【医療保険】

医療保険制度による利用料の負担割合は、各種保険の規定による自己負担分。

		基本料金	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ	週3日まで(看護師)	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降(看護師)	6,550円/日	655円	1,310円	1,965円
	週3日まで(理学療法士)	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降(理学療法士)	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円
基本療養費Ⅱ (同一日に2人)	週3日まで(看護師)	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降(看護師)	6,550円/日	655円	1,310円	1,965円
基本療養費Ⅱ (同一日に3人)	週3日まで(看護師)	2,780円/日	278円	556円	834円
	週4日目以降(看護師)	3,280円/日	328円	656円	984円
基本療養費Ⅱ	外泊時の訪問	8,500円/日	850円	1,700円	2,550円
管理療養費	月の初日	7,670円/日	767円	1,534円	2,301円
管理療養費 1	月の2日目以降1日につき	3,000円/日	300円	600円	900円
	2 月の2日目以降1日につき	2,500円/日	250円	500円	750円

加算項目	基本料金	1割	2割	3割
24時間対応体制加算 負担軽減の取り組み有	6,800円/月	680円	1,360円	2,040円
24時間対応体制加算 負担軽減の取り組み無	6,520円/月	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算 *②③④⑤ 1月につき *① 1月につき	2,500円/月	250円	500円	750円
	5,000円/月	500円	1,000円	1,500円
※長時間訪問看護加算(90分以上の場合1回/週)	5,200円/月	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算 (月14日目まで) (月15日目から)	2,650円/日	265円	530円	795円
	2,000円/日	200円	400円	600円
早朝・夜間加算(6時~8時・18時~22時)	2,100円/月	210円	420円	630円
深夜加算(22時~6時)	4,200円/月	420円	840円	1,260円
訪問看護ターミナルケア療養費 ターミナル計画・支援を行い、死亡日及び死亡 日前14日以内に2日以上ケアを行った場合 (退院当日の訪問も含む)	25,000円/ 死亡月に1回	2,500円	5,000円	7,500円
乳幼児加算 厚生労働大臣が定める者に該当 上記以外	1,800円/日	180円	360円	540円
	1,500円/日	150円	300円	450円

<p>難病等複数回訪問加算</p> <p>*厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、又は特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対し必要に応じて訪問した場合</p> <p>1日に2回 同一建物内 1人又は2人</p> <p>1日に3回以上 同一建物内 1人又は2人</p> <p>1日に2回 同一建物内 3人以上</p> <p>1日に3回以上 同一建物内 3人以上</p>	<p>4,500 円/日</p> <p>8,000 円/日</p> <p>4,000 円/日</p> <p>7,200 円/日</p>	<p>450 円</p> <p>800 円</p> <p>400 円</p> <p>720 円</p>	<p>900 円</p> <p>1,600 円</p> <p>800 円</p> <p>1,440 円</p>	<p>1,350 円</p> <p>2,400 円</p> <p>1,200 円</p> <p>2,160 円</p>
<p>複数名訪問看護加算 (週1日まで)</p> <p>看護師、理学療法士等と同行</p> <p>同一建物内 1人又は2人</p> <p>同一建物内 3人以上</p>	<p>4,500 円/回</p> <p>4,000 円/回</p>	<p>450 円</p> <p>400 円</p>	<p>900 円</p> <p>800 円</p>	<p>1,350 円</p> <p>1,200 円</p>
<p>複数名訪問看護加算 (週3日まで)</p> <p>*厚生労働大臣が定める場合を除く、特別訪問看護指示期間以外</p> <p>看護師、理学療法士等又は看護補助者と同行</p> <p>同一建物内 1人又は2人</p> <p>同一建物内 3人以上</p>	<p>3,000 円/回</p> <p>2,700 円/回</p>	<p>300 円</p> <p>270 円</p>	<p>600 円</p> <p>540 円</p>	<p>900 円</p> <p>810 円</p>
<p>複数名訪問看護加算 (制限なし)</p> <p>*厚生労働大臣が定める場合に限る、特別訪問看護指示期間</p> <p>看護師、理学療法士等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合</p> <p>1日に1回 同一建物内 1人又は2人</p> <p>1日に2回 同一建物内 1人又は2人</p> <p>1日に3回以上 同一建物内 1人又は2人</p> <p>1日に1回 同一建物内 3人以上</p> <p>1日に2回 同一建物内 3人以上</p> <p>1日に3回以上 同一建物内 3人以上</p>	<p>3,000 円/日</p> <p>6,000 円/日</p> <p>10,000 円/日</p> <p>2,700 円/日</p> <p>5,400 円/日</p> <p>9,000 円/日</p>	<p>300 円</p> <p>600 円</p> <p>1,000 円</p> <p>270 円</p> <p>540 円</p> <p>900 円</p>	<p>600 円</p> <p>1,200 円</p> <p>2,000 円</p> <p>540 円</p> <p>1,080 円</p> <p>1,800 円</p>	<p>900 円</p> <p>1,800 円</p> <p>3,000 円</p> <p>810 円</p> <p>1,620 円</p> <p>2,700 円</p>
<p>退院時共同指導加算</p>	<p>8,000 円/回</p>	<p>800 円</p>	<p>1,600 円</p>	<p>2,400 円</p>
<p>特別管理指導加算</p>	<p>2,000 円/回</p>	<p>200 円</p>	<p>400 円</p>	<p>600 円</p>
<p>退院支援指導加算</p> <p>退院当日に主治医の指示で訪問、療養上の指導を行った場合</p> <p>厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合(90分以上)</p>	<p>6,000 円/日</p> <p>8,000 円/日</p>	<p>600 円</p> <p>800 円</p>	<p>1,200 円</p> <p>1,600 円</p>	<p>1,800 円</p> <p>2,400 円</p>
<p>在宅患者連携指導加算 (月1回)</p>	<p>3,000 円/月</p>	<p>300 円</p>	<p>600 円</p>	<p>900 円</p>
<p>在宅患者緊急時等ケアファレンス加算(月2回まで)</p>	<p>2,000 円/回</p>	<p>200 円</p>	<p>400 円</p>	<p>600 円</p>

訪問看護情報提供療養費 1 (市町村・都道府県)	1,500 円/月	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3 (医療機関、施設)	1,500 円/月	150 円	300 円	450 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月	5 円	10 円	15 円

		基本料金	1 割	2 割	3 割
精神科 基本療養費 I	週 3 日まで 30 分以上	5,550 円/日	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 3 日まで 30 分未満	4,250 円/日	425 円	850 円	1,275 円
	週 4 日目以降 30 分以上	6,550 円/日	655 円	1,310 円	1,965 円
	週 4 日目以降 30 分未満	5,100 円/日	510 円	1,020 円	1,530 円
精神科 基本療養費 III (同 一日に 2 人)	週 3 日まで 30 分以上	5,550 円/日	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 3 日まで 30 分未満	4,250 円/日	425 円	850 円	1,275 円
	週 4 日目以降 30 分以上	6,550 円/日	655 円	1,310 円	1,965 円
	週 4 日目以降 30 分未満	5,100 円/日	510 円	1,020 円	1,530 円
精神科 基本療養費 III (同 一日に 3 人)	週 3 日まで 30 分以上	2,780 円/日	278 円	556 円	834 円
	週 3 日まで 30 分未満	2,130 円/日	213 円	426 円	639 円
	週 4 日目以降 30 分以上	3,280 円/日	328 円	656 円	984 円
	週 4 日目以降 30 分未満	2,550 円/日	255 円	510 円	765 円

***厚生労働大臣が定める状態の内容（特別な管理を要する内容）**

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。
気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態。
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者。
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している者。
- ④ 真皮を越える褥瘡の状態。
- ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者。

※【厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者】

在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する長時間の訪問を要する者

- ・人工呼吸器を使用している状態にある者
- ・長時間の訪問看護を必要とする 18 歳未満の超重症児又は準超重症児（週 3 回可）
- ・特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ・特別な管理を必要とする者 *①②③④⑤

【自費】保険外（医療費控除対象）

時間延長については下記料金をいただきます。

	料 金	備 考
時間延長 30分につき	500円	
時 間 外 30分につき	1,000円	午後5時～6時 正午～午後6時（土曜日のみ）
休 日	3,000円	

【自費】保険外（医療費控除対象外）

*ターミナル後の処置代金 15,000円

8. お支払方法

各口座より毎月20日に引落しさせていただきます。引落とし処理ができなかった場合は、お振込又は現金でのお支払いをお願い致します。
なお、お振込の場合、手数料はご負担となります。

9. 情報の提供

訪問看護サービスを円滑に提供できるよう、主治医・市町村・居宅支援事業所及び担当者会議等へ情報提供を行ないます。

10. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

11. 在宅患者連携指導

訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行います。

訪問看護計画の作成及び事後評価	看護師が、利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及び利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況の評価し、その結果を書面（サービス計画書）に記載して利用者に説明のうえ交付します。
従業員研修	年3回以上、口腔ケア、感染、接遇、危険管理、認知症、倫理法令の研修を行っています。

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者の漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報においても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

13. 介護現場におけるハラスメント対策

(1) サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例：コップを投げつける／蹴る／つばを吐く

- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

（2）サービス契約の終了

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することができる。

① 上記①

② 上記②

- ③ 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である場合により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

14. 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、適切な措置を講じます。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

当事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始に当り、利用者に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明致しました。

〒819-1112 糸島市浦志 5 3 2 番地 1
糸島医師会訪問看護ステーション
管理者 田中 靖代

説明者 _____

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業者より説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ 続柄() _____